

意見公募要領

1 意見募集対象

＜事業用電気通信設備規則関係告示＞

- (1) 事業用電気通信設備規則の細目を定める件（昭和 60 年郵政省告示第 228 号）の一部を改正する告示案

＜端末設備等規則関係告示＞

- (2) 端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件（平成 5 年郵政省告示第 610 号）の一部を改正する告示案
- (3) 端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件（平成 5 年郵政省告示第 611 号）の一部を改正する告示案
- (4) 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件（平成 6 年郵政省告示第 72 号）の一部を改正する告示案
- (5) 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件（平成 6 年郵政省告示第 424 号）の一部を改正する告示案
- (6) 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件（平成 16 年総務省告示第 99 号）の一部を改正する告示案
- (7) インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件（平成 23 年総務省告示第 87 号）の一部を改正する告示案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にておいて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100 - 8926 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD - R 又は CD - RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5863

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て
※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：shisutemuka_atmark_soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします(コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は極力控えていただきますよう、御協力のほどよろしく願いいたします。)

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっております。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

4 意見提出期限

平成24年10月1日(月)

(ただし、郵送については、平成24年10月1日(月)必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「端末設備等規則に係る告示等の一部改正案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。